

平成28年度第3回長野県契約審議会

日 時 平成28年11月7日(木)
13時30分から16時00分
場 所 ホテル信濃路 信濃

1 開 会

○事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、平成28年度第3回長野県契約審議会を開会いたします。私は本日の進行を務めます会計局契約・検査課、企画幹の岡沢雅孝でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付いたしました次第に従いまして進行してまいります。

本日は9名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定により過半数の定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをまずご報告いたします。また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県のホームページで公表されますので、あらかじめお知らせいたします。なお、会議の終了時刻につきましては16時頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで報道機関の皆様方、傍聴の皆様方にお願いがございます。本日の資料は今後の検討によりまして修正される可能性があるものですので、その点を十分ご留意いただくようお願いいたします。

それでは初めに、県を代表いたしまして、清水会計管理者兼会計局長からごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

○清水会計管理者兼会計局長

清水でございます。本日は碓井会長をはじめ各委員の皆様方、大変ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今日の審議会ですけれども、審議事項として建設工事にかかる3項目、これについて事務局の検討案をお示しいたしますので、ご審議をいただき、一定の方向性をお認めいただければというふうに考えております。

そのほか、前回ご意見をいただきました企業局の配水池の清掃における最低制限価格制度の導入等、3つの事項についてご報告をさせていただきたいと考えております。

大変限られた時間の中ではありますけれども、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。大変簡単ですけれどもごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

それでは3の会議事項に入りたいと思います。会議事項の議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、碓井会長さん、会議事項の進行をお願いいたします。

3 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見について

○碓井会長

皆さんこんにちは。

それでは、3の会議事項、(1)審議事項でございます、ア、「前回審議会の主な意見」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

資料1についてご説明させていただきます。

1ページの資料1をご覧ください。こちらは前回、平成28年度第2回契約審議会の主な意見を整理したものでございます。

内容は1ページに記載のとおりでございますが、対応案等の網掛け部分は前回審議会事務局から説明、回答したものに補足等を加えた項目になってございます。こちらの主な意見のうち、前回、ご意見、ご質問をいただきました、県の入札等の実施状況につきまして、建設工事等のくじ引きの発生状況、受注した企業の実数等を資料6で情報提供としてご報告いたします。また、前回ご意見いただきました企業局における新たな発注方法の取組「配水池等不断水清掃における最低制限価格制度の導入」につきましては、委員の皆様のご指摘等も踏まえまして、検討いたしました結果を資料5でご報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○碓井会長

ありがとうございました。ただ今のご説明につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

イ 同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち、一定規模未満の工事について要件を緩和する取組について (取組番号51)

○碓井会長

それでは続きまして、イの「同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち、

一定規模未満の工事について要件を緩和する取組」につきまして、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

資料2、2ページになりますがご覧ください。契約に関する条例、取組番号の51となりますが、「建設工事において、同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち、一定規模未満の工事について要件を緩和する」、こちらにつきまして説明させていただきます。

目的につきましては記載のとおり、一定規模未満の専門性の高い工事において、入札参加要件としての同種工事の実績を緩和し、意欲ある中小企業の受注機会を確保するというものです。

2の現状と課題になりますが、現在、専門性の高い工事では、工事の適正な履行と品質を確保するために、同種工事の実績を入札参加要件としております。このため、受注意欲はあるが実績のない中小企業は入札に参加できない状況となっております。

取組内容となりますが、一定規模未満の法面防災工事など、こういったものにつきまして、入札参加要件として同種工事の実績を求めないというものです。

ここで特殊工事を除くとございますが、一定規模未満の工事であっても非常に交通量の多い道路上、法面での防災工事ですとか、急峻な地形における工事などでは特に安全管理が求められますので、こういった工事には適用しないとしております。

現在、一般的な土木工事、またはアスファルトの舗装工事等では、同種工事の実績は原則求めておりません。実績を求める工事としましては、3の取組内容の現行欄に記載のとおり、橋梁の新設・補修工事、トンネル工事、特殊舗装工事、地すべり工事、砂防堰堤工事、法面防災工事等、こちらを実績を求めているところですが、今回の取組につきましては、このうち、とび・土工・コンクリート工事に分類される、法面防災工事のコンクリート吹きつけ、または吹付枠工、吹付枠工というのは、法面崩落を防止するために碁盤の目のように十字に組んだ枠にコンクリートを吹き付けたものとなりますけれども、これらの工事等において、700万円未満の工事では同種工事の実績を求めないとするものです。

700万円未満工事とは、とび・土工・コンクリート工事等におきまして、C級に格付けされる中小企業の入札参加が可能となっているものです。なお、同規模の工事では、現場に配置される主任技術者は2級の法資格者でも可能とされるところですが、安全管理と工程管理を確実にし、さらに品質確保の観点から、1級の法資格者の配置を求めることとしております。

この取組によりまして意欲ある中小企業の入札参加が可能となり、地域の専門性の高い工事に対応できる企業の育成が図られるものと考えております。

実施時期につきましては、29年4月以降の公告案件に適用、該当工事は約20カ所を見込んでおります。説明は以上となります。

○碓井会長

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問等がありま

したらお願いいたします。

○吉野委員

一つは文言の問題です。取組内容のところで「法面防災工事など」とあるんですけれども、今回は法面防災工事だけでしょう。「など」というのはどういう意味ですかというのが一つです。

もう一つ、この関係につきまして、必要な技術者資格を多少上げるということですが、それだけで品質の確保ができるんですかということ。それをちょっとお伺いしたいと思います。

○碓井会長

それでは、事務局お願いします。

○事務局

まず法面防災工事、ここで吹付工と吹付砕工とございますが、その他落石防止柵、落石防止工、斜面から石が落ちてくるのをとめるような擁壁の上にフェンスをつけるようなものになりますが、これも確かに法面防災工事になりますので、「など」を外させていただきます。

それから品質確保の観点ですが、現在も県発注工事におきまして、約7割の工事はこういった同種工事というものを設定しておりません。今回はこのうち、やはりトンネルですとか地すべりですとか、こういったものにつきましては変えることができないところなんです、700万円未満の小規模な工事においてはこれを外したいという中で、1級の土木施工管理技士、これはやはりそれなりの技術は当然持っているという中で、そこで品質確保をしたいと考えておりますが、この取組によりまして工事の品質、そういったものがもし欠くところがあるものが認められるならば、またこれらの見直しを検討したいと思います。

○碓井会長

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

今の点、もう一遍確認したいんですけれども、例えば工事の検査等で確認を行う、そういったことも含めて品質確保は大丈夫だろうというお気持ちですか。ちょっと気になっているんです。

○事務局

現在の県発注工事では、施工計画が出て現場で着手してから、指導監査、途中の指導監査ですとか、こういった技術者がどういう体制でついているですとか、全て現場施工中に確認することになっておりますので、工事の施工管理、また品質というところでもできるものと考えております。

○碓井会長

よろしゅうございますか。私から質問なんですけれども。

工事实績を求めるといふときに、もし県の工事实績を求めるといふことになると、長野県以外で実績を積んでこいということになる。長野県以外で積んでこいといふときに公の部門、官公の工事に限るとした場合には、非常に参入を狭めている意味もあるような気がするのですが、その点、現状はどう理解したらよろしいのでしょうか。

○事務局

現在の同種工事につきましては県に限らず、国土交通省の工事や市町村工事、こういったものも実績として認めております。

○碓井会長

そうすると、要するに公のものを認める、実績としてカウントしているということですね。民間の私人がお願いして法面工事をやっても、それは実績としてはカウントしていないと、そういうふうに理解していいのですか。

○事務局

はい、認めていません。

○碓井会長

なるほど。そうすると、公の部分はみんなそうやって横並びでやっているのと、新規参入は閉ざされると、公のところへの参入は閉ざされるという理屈になるのでしょうか。

○事務局

先ほど、現在の実績を求めているものが7割ほど、求めているものは3割となっております。

○事務局

会長ご指摘のように、やはりそういう声がありまして、実績を求めていく、特定の工事に対してどこの実績を求めていけば新規参入ができるのかという声がありまして、やはりどこかで実績を積める業種というか、それが今回のこの取組番号の51番だというふうに理解しております。

○碓井会長

わかりました。ほかに何かご質問やご意見を。

○湯本委員

先ほどの説明の中で、この括弧の特殊工事を除くという、特殊部分について、交通量の多いという事例と、急峻な地形というふうにおっしゃられていたんですが。できるだ

け受注機会を拡大するという方向性はいいんでしょうけれども、その判断基準というのは何かお持ちなのか。急峻とはどのくらいのことを言うのかとか、あるいは交通量が多いというのはどのくらいのことを言うのかということなんですけれども。

この交通量の多いということは、ここで言っている専門性の高いという部分、安全管理面は、この専門性が高いというふうに理解することなのかどうかという理由がよくわからない。いわゆる品質管理という観点からするときには、やはりこの上に書いてある橋梁だとかトンネルとかそういったものを、非常に特殊性の高いものというふうに理解するんですけれども。

その交通量が多いこと自体が、この専門性の高いということに該当するというのはちょっと考えにくい部分がありまして、できるだけ受注機会を拡大するのであれば、実績を求める特殊工事はなるだけ排除しつつ、門戸をもっと広げるべきではないかなという感じを受けましたが、そこの考え方をお聞きしたいと思うんです。

○事務局

まず専門性という定義なんですけど、法面防災工事、コンクリート吹付ですとか、そういった工事は、専門性のある工事になります。その中で先ほどの特殊工事の定義ですが、例えば長野県内の事例で申しわけありませんが、松本の158号、上高地へ向かう道路では1万台以上の交通量がありまして、そういった道路の本当に高いところで部分的な工事をやる場合であっても、そういったところでは非常に重要な安全管理、交通管理を要します。それから急峻な現場でも、やはり特に安全管理を求められるもの。ただ、その高さですとか急峻だとか、そういった定義は定めてありません。各現場に応じてその都度、発注機関の長の判断で決めていきたいと考えます。

○確井会長

特殊工事の判断は現場重視とわかったのですが、後のほうの質問、安全管理云々というのは、やはり専門性の問題とは違うのではないかというご指摘があったので、その点について説明を。

○湯本委員

つけ加えますと法面工だけではなくて、交通量の多い現場というのはほかにもあると思うんです。これは資料2に列挙していない、同種工事を求めない工種ではないのかという疑問があります。そういう工事でも交通量が多いところで作業されている部分が当然あるのではないかと、それとの比較をしたときに、交通量の多さをもって単なる特殊性だというふうに判断されるのはいかがなものかと考えます。

○確井会長

事務局、お願いします。

○事務局

急峻な地形、安全管理と申しましたが、安全管理に限らず技術上の難易度、そういっ

たものも加味したというものになりますが。

それから他の工事であっても交通量の多い場合ですか、これにつきましても、原則は同種工事というものは求めないという、一般的な土木工事ではという言い方になりますが、やっぱり特殊な場合にあっては同種工事を求めるものもございませう。これは交通量ですとか現場状況だとか、そういったものに応じまして。

○碓井会長

そうすると、今のご説明をよく理解すれば、交通量が極めて多い場合は、それが技術水準にも連動する、だから特殊工事として外す、こういう理解は可能かなと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。つまり専門技術的なことを重視しなければならぬということ、単に交通の安全を確保するのは別の次元のことだと、そういう理解でよろしいですか。

○事務局

はい、交通量に限らず。

○碓井会長

そうすると今日の資料はこれでいいとして、内部的にはきちんと現場でどういうふう判断するか、それぞれの事務所に今の趣旨を説明した文章等を出していただくわけですね。そういう扱いになるわけですね。

○事務局

特殊工事の考え方というところを説明したいと思います。

○碓井会長

そうですね、わかりました。ほかに何かありますでしょうか。

○大窪委員

今回対象となっております法面防災工事についてなんですけれども、植物の種子等を使う緑化工も含まれているかどうか、お尋ねしたいんですけれども。

○事務局

現在も種子吹き付けというものになりますが、そういったものも簡易なものと同規模の小さいものについては実績を求めておりませう。

○大窪委員

少し専門的なことで恐縮なんですけれども、この入札参加の要件を緩和する方向としては、ご提案いただいていいと思うんですけれども、法面の緑化工については、自然性の高い地域ですと外来植物の侵入を防ぐとか、在来の植物を使つての工法でない認めないというような、そういう特殊な工事もございまして、そのような場合にこの要件を

満たすということに、現状ではなっているということなんですけれども、そういった求められる要件を満たす業者なのかどうかというところが担保されるのかというのが少し心配なんです。いかがでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

現在も、自然公園区域等では、どんなものでも吹き付けていいですとか、そういったものは認められておりません。

それで、やはりこれも現場の状況によって、そういった特殊性のあるものになれば、特殊工事として実績を求めるという工事になります。

○大窪委員

承知しました。ありがとうございました。

○碓井会長

ほかにありますか。若干ご意見、ご質問等が出ましたけれども、ただ今の同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち、一定規模未満の工事について要件を緩和する取組について、おおむね適当ということによろしゅうございましょうか。

(異議なしの声あり)

どうもありがとうございました。

ウ 技術的難度の高い特殊な橋梁工事における特定建設工事共同企業体（JV）の導入について

○碓井会長

それでは続きまして、ウの「技術的難度の高い特殊な橋梁工事における特定建設工事共同企業体（JV）の導入について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

3ページ、資料3をご覧ください。技術的難度の高い特殊橋梁工事における特定建設工事共同企業体、いわゆるJVの導入についてご説明いたします。

1、目的についてです。県内企業の施工実績が極めて少なく、技術的難度の高い構造形式、あるいは架設工法の橋梁工事を今後予定しております。技術力の向上、維持管理の担い手確保の観点から特定JVを導入しまして、県内企業への受注機会の確保を図るものでございます。

2、特定建設工事共同企業体、いわゆる特定JVの導入経緯についてです。

平成14年度以前は、大規模で難易度の高い工事、トンネル、橋梁、ダムなどに特定JVを導入しておりました。

平成15年の4月に長野県公共工事入札等適正化委員会の答申を受けまして、談合のしにくい入札制度への改革として、特定JVの結成を要件としなくなり、原則廃止しました。その後、平成21年2月、同じく県のこの検討委員会の審議によりまして、WTO案件工事については特定JVの入札参加を要件とすることとしております。この工事の適用工事としましては、平成21年度に長野市の浅川ダム、平成23年度には飯田市の小道木トンネルで実施してきていただいております。その後、平成25年2月には300mを超えるもの、または複雑な地質、出水が予想されるなど、技術的難度の高いトンネル工事について特定JVを導入しております。

橋梁の現状について、3番でございます。現在、県内企業の過去15年間の施工実績については、構造形式や特殊なアーチ橋で、11橋中2橋の施工実績、こちらが県内企業の実績になります。架設工法が特殊なケーブルエレクション架設工事では、8橋中1橋のみとなっております。

次ページ、4ページをご覧ください。位置図に示しております2カ所、1番、2番という形で示しておりますけれども、こちらのほうで、アーチ橋、並びにケーブルエレクション工法による架設を行う予定がございます。このほか天竜川を渡河する橋でもケーブルエレクションによる工法で架設をする予定です。

長野県では、山間地が多く、地形的制約が多いところでは、こういったケーブルエレクション、両側に鉄塔を立てまして、ケーブルを配して橋梁架設していく工法についてこれからも出てまいります。

大型工事につきましては、入札時の参加の基本要件としまして過去15年間の同種工事の実績を求めています。こういった橋梁工事、特殊な橋梁工事については、引き続き要件として実績ですね。過去の実績で求めていきたいというふうに考えているところです。

資料3に戻っていただきまして、取組内容のところでございます。構造形式や架設方法、県内企業に施工実績が極めて少ない特殊な橋梁工事において、県内企業を含めた特定JV方式を導入したいと考えております。発注に当たりましては技術提案の評価を重視する入札方法を検討してまいります。実施時期については、平成29年4月以降の公告案件から適用したいと考えております。説明については以上でございます。

○確井会長

どうもありがとうございました。ちょっと冒頭に、専門であり、もうご存じの方がほとんどかもしれませんが、みんなで理解を共通にするために、ここで言っている特定JVというのはどういうことかという、そういう初歩的な説明をお願いいたします。

○事務局

特定JVについてご説明いたします。

○確井会長

ジョイントベンチャーですね。

○事務局

ジョイントベンチャーといいますのは、建設工事の種類、規模に照らし合わせまして、共同企業体による施工が必要と認められる工事のときに結成される、いわゆるジョイントベンチャー、共同企業体と申します。一つの工事に対して、ある目的規模に照らして共同施工が必要と認められるような工事について適用しております。

○確井会長

それで特定とついた場合はどういう意味かということも。

○事務局

ジョイントベンチャーについては大きく分けて2つの種類がございます。特定建設工事共同企業体については工事の案件毎に、もう一つは、経常建設共同企業体という形がございます。こちらについては継続的な協業関係を確保することにより、経営力、施工力を強化するために結成する共同企業体です。

今回、案件として出しておりますのは、先にあげました工事ごとにおける特定建設工事共同企業体です。

○確井会長

どうもありがとうございました。というわけで、経常JVに対して特定JVというのは、当該工事についてジョイントベンチャーを組むということのようでございます。

それではただ今のご説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

○小澤委員

基本的に県内企業の受注機会の確保というのがさまざまなところに入ってくるのは大変いい取り組みかと思えます。そんな中で、資料3の4番で、県内企業を含めた特定JVとあるんですが、これは必須と理解すればいいかどうかという点が1点です。

それからもう1点が、経緯として平成15年に特定JVの原則廃止というところで、談合等のしづらい方式ということにするために廃止したというご説明があったんですけども。

そもそもの理解が悪くて申しわけないんですけども、この時点では県内という概念があったかどうかという、その2点をちょっとご説明をいただきたいと思えます。

○確井会長

事務局、お願いします。

○事務局

1点目については、県内企業のJVの参加要件は必須としたいと考えております。
2点目についてなんですけれども、当時、県内企業も含めていました。

○小澤委員

そのころの懸念事項が最近はなくなったから直したいという理解でよろしいですか。

○事務局

当時、入札制度の改革もその際に行っております。そういう中で、今現在の長野県が進めている入札制度については談合の起こりにくい、ない形の入札方式をとっていると考えております。

○碓井会長

ちょっと今の説明、よくわからないのですが。当時の懸念は現在では払拭されていると。どういう理由で払拭されているというご説明なのですか。

○事務局

すみません、申し上げます。当時は、まだ指名競争入札というものがございました。そういう中で、指名競争入札は廃止しております。並びに当時の入札の参加範囲というものがかなり細かく分かれておりました。現在は大型工事については基本的には県内一円、あるいは県を越えた形で入札参加の枠を広げております。また、当時の入札のスタイルとして、入札参加資格の結果通知後に比較的長い時間を設けておりました。時間的間隔があったために、談合の疑いがかけられる一因になったというようなこともございます。

今現在は、入札参加の資格の申請と入札書の提出は同時でございます。そういう中で、入札後に参加資格の要件、参加資格自体の確認を行っている、事後審査方式というものも導入しているところでございます。

○碓井会長

はい、小澤委員よろしゅうございますか。では、ほかにどうぞ、吉野委員どうぞ。

○吉野委員

小澤委員さんの聞かれたことについて、もう一度確認なんですけれども。

特定JVの構成内容としては県内企業だけですか、それとも、大手企業と県内企業との特定JVも考えておられるのか、そこをちょっとお聞きしておかなければいけない。

○事務局

大型橋梁工事につきましては、県内企業の実績というのは極めて少ないものでございます。そういう中で、県外を含めた会社と県内企業の組み合わせというものを想定しているところでございます。もちろん県内企業同士ということも当然、中に入っております。

すけれども。

○吉野委員

いいですか。そうしますと、一応、原則的には県外大手と県内の組み合わせという意味に理解したらよろしいですか。

○事務局

はい。

○吉野委員

一応、これまで県内業者でおやりになったのは15年の中で3例あるとおっしゃったんですけども、なかなか技術的に難しい橋梁工事、たくさんあるんですね。それで大手企業と組んだ場合に、大手企業だって自分のノウハウですから、そんなに簡単には教えてくれないと思うんです。そこら辺はどうお考えなんですか。

○事務局

ジョイントベンチャーに入りまして、実際その構成員ではなくて、その構成員として入った場合、出資比率も含めてある一定の規定をしております。

例えば2者以上であると30%の出資比率、出資比率そのものが技術力の移転につながるかどうかというところもあるかもしれません。当然そこには現場の代理人、主任技術者も含めて県内企業も入っている。実際の架設を間近にすることによって、技術の継承、移転というのは図られるというふうに考えているところでございます。

○確井会長

吉野委員のご発言に関係していると思うのですが、私の記憶では、ジョイントベンチャーの活用というものが、技術力を広げることに役立つという議論をどこかで聞いた記憶があります。今、それに多分似たことなのですが。

むしろ吉野委員に質問なのですが、大手が組むときの相手というのは、系列会社でそこに技術力が移転しても別に損はしないというふうに大元は考えているんですか、その辺、どういうふうにご理解をされていますか。

○吉野委員

その辺はずっと私、疑問に思っているんです。全然関係ない業者と組むわけですから、これは藏谷さんにお聞きしたいと思うんですけども。

本当に自分の持っているノウハウというものを簡単には渡さないはずなんです。そこら辺どうなんでしょうか。

○確井会長

藏谷委員、発言を求められています、どうぞ。

○藏谷委員

難しい質問ですが、個々の現場で多少は違うでしょうが、基本的には技術は学べますし、盗みます。同じチームで同じものをつくるので、これはシャットアウト、これはどうぞというわけにはいきません。逆に県内業者のほうが現場では詳しい場合が多いです。机上の理論だけで、打ち合わせ等々は大手の人がいろいろ、プレゼンを含めて慣れています。データもたくさんあり、実績もありますが、いざ現場に入ると細かい作業、技術的な問題は、大手さんはみんなそれぞれの下請に任す場合が多いんですよ。ところが私たち中小企業は自らの技術屋がやりますから、測量、墨出し、丁張掛け一つ、自分でやります。私たち中小、県内の企業のほうがそういった意味では仕事はできるというふうに私は思っていますので、ありがたいご質問ですが、ちゃんと技術は伝承できますし、言葉は悪いですが、盗めます。

○吉野委員

わかりました。

○藏谷委員

僕らの技術も大手は見ます。これもうちらの技術屋にも学ばせなければいけないなということで。お互いにいいところは取り合えるようないいバランス感覚を持ってきてくれるのではないかと思います。

○碓井会長

そうすると、このジョイントベンチャーに県内企業が入ってもらおうということの注意すべき点は、今までも下請という形では担ってきたかもしれないけれども、そういうこととジョイントベンチャー、受注業者の主体として入るということは意味が相当違うと、こういうふうに理解してよろしいですね。わかりました。

小林委員、どうぞ。

○小林委員

これは実績を求めるとというのが前提にあって、県内企業だけでは実績がないから受注できないけれども、ジョイントベンチャーになれば、実績がある大手企業と組むことによって、実績があるそのジョイントベンチャーに入札参加を認めると、そういう主旨と理解していいんですか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

そのとおりでございます。

○小林委員

それで前から私、たびたび言っているんですけども、TPPで実績を要件とするこ
とはいけないというのが、TPPの基本原則だったと思うんです。今までの案件は金額
が小さいから、TPP案件にならない契約が今度6,000万円になるんですけどか、こうした
工事については適用があつて、日本は今、批准しようとしています。

いずれにしても、これだけの大型案件について、その実績を求めることが、例えば海
外の企業が入札参加を求めてきたときに、日本については求めるけれども外国について
は求めないとか、その辺の何か対処策は、検討されているのでしょうか。

○碓井会長

WTO案件について、国内の施工実績を求めるということは、それはあり得ない、多
分。

それからもう一つの意味は、別に今の施工実績というのは、長野県内での施工実績を
求めているわけではないですよ。

○事務局

そのとおりです。長野県内ではなくて、県外、だから県外も含めての実績を求めてい
くということになります。

○小林委員

いずれにしても、施工実績自体を求めることが許されるというふうに理解されるとい
うのであれば、少なくとも実績を求めてはいけないという文言が、TPPのどこかの条
項に入っていたという記憶があります。私の理解が誤りならそれで超したことはないの
で、誤りを指摘していただいて、むしろありがたいと思っているんですが。その辺につ
いて、一応、ご検討いただいて、また次回でもご回答いただけるとありがたいです。

○事務局

まず一般的にWTO案件につきましては、政府が発注機関である場合についてはハー
ドルがかなり低いところにございまして、自治体の場合の発注の場合は24億7,000万円、
これがWTO案件になる下限値でございます。

○小林委員

いや、TPP案件で答えていただければ。

○事務局

仮にTPPの関係で自治体発注分まで制約がどうか、過剰な入札参加制限をしては
いけないという形になりましたら、当然それには従うということになるかと思ひます。

○小林委員

今、批准しようとしているので、なりましたらというような仮定的な話ではなく、現在、いわゆる地方政府として県の案件についても適用があるというのが、政府調達のほうでもちゃんと明記されていたかと思います。仮定の話でお答えいただいても困るんです。

だから、この場ですぐでなくても結構なので、その辺T P Pが批准、もう明日にでも批准されようとして、衆議院を通過しようとしている段階においては、仮定の話ではなくて、どういうことになるのかということ、もう少し具体的にご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○碓井会長

今の点は工事だけでなく、T P Pが県の契約にどういう影響があるかということ、広く調べていただいて、私どもにご報告していただくのが望ましいものがありましたら、ご報告をお願いしたいと、そういうことで小林委員、よろしいですね。

ほかに何かありますでしょうか、よろしゅうございますか。

それでは、ただ今のご説明いただきました技術的難度の高い特殊な橋梁工事における特定建設工事共同企業体（J V）の導入について、おおむね適当ということでよろしゅうございましょうか。

（異議なしの声あり）

どうもありがとうございました。

エ 建設工事における品質の確保等を図るための取組について（取組番号17関連）

○碓井会長

それでは続きまして、エの「建設工事における品質の確保等を図るための取組について」、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

資料4、5ページをご覧ください。建設工事における品質の確保等を図るための取組について、説明させていただきます。

本取組は取組番号17、建設工事等において受注希望型競争入札にかかる契約後確認調査の調査基準を研究する、こちらの取組との関連事項としまして、工事成果の品質低下防止を図る取組と現行の契約後確認調査の調査提出資料を一部追加するというものになります。

目的につきましては、繰り返しになりますけれども、低入札価格による受注工事において、適正な工事の履行を確保することによって品質の低下を防止する。あわせて、下請企業を含む労働者への適正な労働賃金の支払いを確保するというものです。

現状と課題、2番になりますが。現在、予定価格に対して90%未満、2億円以上は85%

未満ですが、これで落札した者に対して、契約締結後及び竣工時において、適正な履行の確保とその結果を確認するために契約後確認調査、これは書面調査になりますが、こちらを実施しております。

6ページ、おそれいりますが、お願いします。参考資料となりますが、現行の契約後確認調査の内容となります。

3番の提出書類及び確認内容ですが、契約締結後10日以内及び竣工時において①から⑤の記載内容、こういったものを提出いただきまして、その内容にかかる調査確認を行っているところです。

現行の不提出に対する措置、4番になりますが、契約後、確認調査の対象となって調査書類を提出しない場合、または虚偽が確認された場合、または労務費のしわ寄せが確認された場合には、工事成績評点の減点ですとか、入札参加停止というものを行っております。

資料をお戻りいただきまして、5ページをお願いいたします。現状と課題のポツの2つ目になりますが、平成27年度と同調査の対象者は約4%、73件という状況になっております。なお、書面による同調査の結果では、不適切な見積もりによる赤字受注は見受けられておりません。一方、調査に該当しない案件に比べまして工事成績点が、品質と連動しますが、工事成績点が低い状況となっております。

3としまして、取組内容等になりますが、この取組内容の中でアンダーラインのある部分、これが現在の契約後確認調査に加えていく部分というものになります。

対象工事としましては現行の契約後確認調査の対象と同じく、100万円から2億円未満の工事にあつては予定価格の90%未満、②になりますが、2億円以上のWTO適用基準未満の工事につきましては、予定価格の85%未満のものを対象とします。

取組内容1の2とございますが、品質の確保、低下防止を図る取組としまして、これは新たに追加するものですが、この説明の前にすみません、7ページをご覧ください。

技術者として、主任技術者と現場代理人の定義になりますが、建設業法におきまして工事を施工する場合には、請負代金の大小にかかわらず、主任技術者の配置が義務づけられております。また、公共工事請負契約約款によりまして、工事現場に常駐し、工事の施工等に関する一切の事項を処理する者として現場代理人を置かなければならないとしております。なお、現場代理人と主任技術者との兼務は可能となっております。

資料5ページにお戻りいただきまして、取組内容1の①となりますが、建設工事3,500万円以上、建築一式工事につきましては7,000万円以上の工事では、主任技術者と同等の要件を満たす技術者を専任で別途配置するというものになります。

建設工事3,500万円、建築一式7,000万円という工事は、原則、工事現場ごとに主任技術者の専任配置が義務づけられるものですが、例外としまして10キロ程度以内の近接した場所、工事の一体性もしくは連続性が認められる工事では兼務が可能となっております。このため、当初配置予定の者とは別に同等の技術者を1名増員配置とするものです。

②になりますが、同金額未満の工事では、主任技術者の専任配置の義務づけはございません。このため品質確保のため専任配置を求めるといったものです。

なお、技術者の増員配置、こちらは現在もWTO案件ではこれを適用しております。また、低入札対策としまして、国及び全国の約7割の都道府県がほぼ同様の義務づけを

行っております。

取組内容2になりますが、技術者増員配置等による労働賃金のしわ寄せ防止と、条例の基本理念でもある労働賃金の適正な支払い、これらを目的としまして現行の契約後確認調査、これに加え、法定福利費などを計上した標準見積書の提出を求めるものとしたものです。

法定福利費とは、下請企業等が提出している見積書、従来の総額、または一式というものではなく、その中に含まれる健康保険料等の法定福利費を内訳として明示したものになりますが、これを活用することによりまして、社会保険等の加入に必要な金額をしっかりと確保できるようにしていこうというものになります。この標準見積書の提出につきましては、2次以降を含む全ての下請企業を対象としております。

その他としまして、この低入札調査の対象となった落札候補者の辞退は可能としていきます。ただし1年間に2回辞退した場合は入札参加制限、なお、この取り扱いは現行の契約後確認調査も同様となっております。

5番の実施時期につきましては、29年4月以降の公告案件に適用したいと考えております。説明は以上となります。

○碓井会長

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、吉野委員どうぞ。

○吉野委員

今回の措置、大変いい措置だと思っております。

それで、確認をさせていただきたいんですが、取組内容の2でございますが、従来は元請けだけの調査だったんでしょね。今回は2次以降、全ての下請け企業を対象にすると、そういう点が特徴的な点かと私は思っておりますが、それでよろしいのかというのが一つ。

それから、これにつきましては、現行の書類審査と同様に竣工時までおやりになるんですかということです。それをお聞きしたい。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

まず1点目の標準見積書のものは、これは全ての下請までということで、現行の調査に加えまして全ての下請業者、下請企業の労働賃金ですとか、そういったものを全て確認するというものになります。長野県の特徴としたものになります。

契約の10日以内と竣工時なんですが、長野県は事後審査方式になっておりますので、他県で行う低入調査は一般的に契約前に行う調査になっておりますが、長野県の場合では契約後の調査になりますので、まず契約はできてしまいます。そのために、契約後10日以内にまず計画を出していただいて、その後、工事の完了時点において、それが実際、

満たされたかを確認、2回で行っております。

○碓井会長

関連してですか。

○吉野委員

今の部分をもう一遍確認させていただきたいんですが。結局、現行元請けだけだけれども、今回は2次以降の下請を含むということによろしいんですねというのを最初にちょっとお聞きしたんですけども、あまりはつきりお答えがなかったのが一つ。

それから契約後の調査なので、契約時のいわゆる見積りと、それから契約後のはつきりした事実関係まで含めて調査をされるということによろしいのでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

申しわけありません。現在の契約後確認調査は、1次下請までとなっております。

○吉野委員

1次下請まではやっている、そうなんですか。あまりはつきり書いていないから。

○事務局

現在は、1次下請まで、今回は全てのところまで、2次、3次という全ての労働単価を見たものになります。

○碓井会長

もう1点は。

○事務局

現在予定しているところでは、標準見積書、当初契約時、そして竣工時に履行を確認ということになります。

○碓井会長

よろしいでしょうか。

○湯本委員

最後の言葉尻がちょっとはつきりしていなかったのです。

この内容を見る限り、取組番号17関連とありますけれども、「併せて、下請企業を含む労働者への適正な労働賃金の支払を確保する。」という部分は、取組方針の75にも関連しているのではないかというふうに思っていますけれども。

取組方針の75は、この取組の基本的な大きな流れの中において、特にこの適正な労働賃金の支払いという部分についての取組方針になるかと思うんです。

そういった意味からすると、取組内容2がそれに該当するというふうに考えているところです。ここで言っている標準見積書につきましては、あくまでのその契約時の確認だけであるということ。そして法定福利費という部分に特化した中身であるということからすると、実質の適正な支払いがされたかどうかという部分については労務費のほうの方が重要であります。その部分がどういうふうに払われているかというのは、後から申し上げますけれども、適正な労働賃金の支払いの評価に関する総合評価落札方式の試行があるんですけれども。

やはり、ここ実際に支払われたかどうかというところの確認までしっかりしていただくことが重要ではないかというふうに思います。それをもって適正な、目的の後段の部分が実現されるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひこの点は、ここに書いていないですけれども、その事後処理といいますか、適切に払われたかどうかということの確認のほうまでお願いできればというふうに思っております。

○確井会長

事務局、お願いします。

○事務局

現在の契約後確認調査におきましても、竣工時において当初の見積りに対して竣工時において払われているか、そういったものを確認しておりますので、今回の標準見積書は活用いたしますが、竣工時においても同様の確認というものになります。

○確井会長

ほかにご質問。

○堀越委員

今の質問に関連してなんですけれども、やはり私としますと、この法定福利費というところに特化している点について、ある面でちょっと抵抗があるといいますか、当然に社会保険の加入ということは必要なんですけれども、かえって弱者を排除することになってしまうのではないかというようなところにもつながってしまう。2次以降を含む全ての下請け企業を対象とするというところから、その辺どうなのかなというところが、ちょっと私の中で疑問を持っております。

ですので、そこら辺についてもう少し柔軟な対応ができないかというところが正直な私の感想です。

○確井会長

これはデリケートな問題ですが、事務局、何か今のご指摘についてありますか。

○事務局

まず現在の契約後確認調査の対象は、27年度において4%、これは年々減っているような状況になっております。そして標準見積書、これは全国的な動向の中で、標準見積書を活用していくというのが大手でも5割以上というものになっておりますが。これは標準見積書というものはより適正な価格という中を確認する中で、やはり実施すべきものと考えておりますが。

さらに入札、落札候補者となった場合の辞退、これを認めているところでありまして、やはりそれだけの制約をかけて実施していきたいと考えております。

○確井会長

理解を共通にするために、堀越委員にその弱者云々ということの意味をもう少し、かみ砕いてご説明いただきたいと思っております。

○堀越委員

現状ですと、確かに社会保険は強制加入にはなっているんですけども、なかなか加入したくてもできないような状況の企業もあるという、そういった現状があるということなんです。

加入している企業であっても、その社会保険料の負担が非常に重くて、それだけではありませんけれども、経営を圧迫する一因にもなっている。もちろんそういった福利厚生の方も含めたところでの健全な経営がなされていかななくてはいけないんですけども、現実的には理論的に、理想のようにはいかないというところがあるということです。

○確井会長

そうしますと、これは湯本委員に意見を求めざるを得ないのですが。一方ではそういう法定福利費というのはきちんと計上して労働者の権利を守るべきであるけれども、それを強力に推進しようとするとう労働者の排除というか、そういう事業所が競争に負けるのですね。結果的には労働者がはじかれてしまうと、そういう懸念です。

湯本委員、難しいのですけれども何かこれについて。

○湯本委員

経営との関係がいろいろあって大変難しい話だというふうに思うんですけども。現実には全部の下請を対象とするということになりますと、前の議事録等を見ますと、藏谷委員もおっしゃったんですけども、現実的にこれを求めるとなると、実際それはどこへ行くかという、元請けにその書き方を全部聞いてくるという話がありました。その中身が果たして実態に伴うかどうかというのは非常に疑問であるというふうに思うわけです。そういう意味から、先ほど質問させていただいて、実際に支払われたかどうかということについてのチェックをされると言われたんですけども、別でまたお話ししますが、試行される総合評価落札方式についてはペナルティがあったはずなんです。これはペナルティがないんですよ。

実際に、労務費までチェックされるというふうに私は理解したんですけども。そう

いう理解だとすると、もしそれが現実にチェックをされたものと違うということになれば、これはペナルティがない。たかだか4%ですから、それがどれだけの意味を持つかというのはあるんですけども。そうはいつでも、それなりの意味はあると思うので、実際の現実の話としてどうなのかなというのはちょっと疑問があるところです。ちょっと質問とは合っていないかもしれませんが。

○碓井会長

藏谷委員、ほかに何かご意見ありますか。

○藏谷委員

これは契約後確認調査をしなければいけないような価格で入札をするなどということだと思います。4%、多いか少ないかではありますが、だんだん減ってきて、結局、ダンピング入札の一種だと思うんです。低価格で入札をして工事をしてその品質の評価として、最後に評価点という点数をいただくんですが、90%以上で落札した工事に比べて、一般的にいうとやっぱりその点数が低いんです。それから現場のほうでもいろいろな制約を受けて大変。書類を出すために作成するのも、生産性が落ちるんですよ。また、この書類が役に立つかという役に立ちません。出すほうが役に立たないんだから見るほうなんか役に立つわけがない。一番最後に、竣工時に赤字が出ないというんだけれども、その赤字という捉え方が僕らと発注者と違うんです。僕らは支店経費とか一般管理費、10%とか15%必要ですから、それを計上するんですが。それを特別に今回は1%で抑えましたとか、0.5%で抑えましたという報告をしても、それは赤字ではないという見方をされる。実際にはそうじゃないんですよ。ですから、そこら辺の、見解が違うのが一つ。

ということで、このような条文は、私はありがたいので歓迎しますが、人間を一人増やさないということですね。これはもう無理ですよ。営利企業ですから。適切な利益をいただいて納税の義務だって背負わなければいけないので、一人増やすのであれば、やめましょうということになります。

それから湯本委員おっしゃったように、2次下請、3次下請まで実際に元請け権限として幾ら払うのかなんていうことは聞けませんし、これは聞いたらインターフェアでしょう。別の法律にかかる場合もあるんじゃないですか、小林先生が詳しいけれども。ですから、これ実際に不可能、不可能ということは辞退するということですから、こういうような入札はおやめになったらという暗黙のお言葉が裏にあるのかなと、私は考えています。

だったら、こんな煩わしいことはしないで、失格基準価格の下限値を90%にしたほうがいいんじゃないか、その辺発注者のいろいろな、法を含めた問題があらうかと思いますが、そういう感じであります。

○碓井会長

ほかにご質問やご意見を。小林委員どうぞ。

○小林委員

どういう案件を選んで調査するのか、やっぱり低価格と思われるものを調査するということが前提、そういうことなんですよ。その調査の結果がどういうふうにかかされるのかということをお聞きしたいと思うんですが。

例えば赤字が出ていたと、その評価を今後の県政の中でどういうふうにかかれば、例えば黒字であれば、それでは85%でもいい、80%でもよかったんだとか、そういうような形で活用を考えていらっしゃるんですか。

労働賃金が払われていけばいいというだけにとどまらない問題があるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

一番の目的のところでは、品質を確保し、適正な労賃を支払えるためにダンピング、低価格調査による入札は廃止したい、排除したいという目的がございます。

それと、すみません、先ほどのペナルティの関係の話がございましたが、これは今回の契約後確認調査と変わる部分が、技術者の増員配置と、それから標準見積書になりまして、そのほかは変わりありません。ですから、ペナルティは現在の契約後と同様のペナルティになります。

それともう1点、申しわけありません。標準見積書の最終的な支払いを確認するかという点ですが、最終的に工事が終わって全下請のところまで本当に支払われたかというのは、この中では予定しておりません。

なお、労働賃金の総合評価、今月から6件、その後10数件ということで予定しておりますが、こちらのほうでは厳格な調査を行います。この調査の状況を踏まえて、そういった点について検討したいと思います。

○碓井会長

小林委員。

○小林委員

将来性の有無とか黒字、または赤字の確認を行った結果、どうされるんですかという部分をちょっと教えていただきたいんですが。

○碓井会長

どうぞ。

○事務局

まず一般的な工事で言うと90%未満、失格基準価格がありますので、87.5から90%のものが対象になります。

それに対して、今回この調査した結果をその後どう生かすのかということですが、今回、この制度を見直すに当たって考えた視点は2つございます。1点は品質が確保されるか、もう1点が労働賃金がきちんと払われるかどうか、この2点を追加の措置として今回はとるところでございます。

したがって、この調査の結果、そのいずれかで不適切なものがあれば、調査基準価格の90%が妥当なのかどうかを含めて、今後の制度について考えていくことになろうと思います。

○確井会長

はい、ほかにいかがでしょう。奥原委員どうぞ。

○奥原委員

2次下請以降の企業の標準見積書を作成して、また下請さんの賃金を上げていこうという動きは大変いいことかなと思っています。標準見積書を作成しなければならないという認識が、2次下請以降、業者さんに広く伝わっているかどうか、そういうことをちょっと伺いたい点が1点。

それから講習等で周知したほうがいいかなと私自身考えているんですけども、この11月に150名で建設業者対象とした講習会が初めて行われると認識しているんですけども、11月から施行するに当たってこれで十分と考えていらっしゃるかどうか、お伺いしたいです。

○確井会長

事務局、お願いいたします。

○事務局

標準見積書につきましては、現在、業界には新聞関係でもたびたび報道されていますが、国土交通省が大分宣伝をやっております。ただ、2次、3次まで浸透しているかという、長野県内ではまだまだだと思えます。実態としては、やはり先ほどご意見があったように、元請けの企業が作成の仕方を周知しているのが実態でありまして、そのような状況だと思えます。

○確井会長

関連があるのですか。どうぞ、続けてください。

○奥原委員

その適正な労働賃金の支払いを評価する総合落札方式の試行が、去年の2月ぐらいからその審議会に取り上げられて、だんだん引き延ばされている感がありますので、ぜひ早く取り組んでいただきたい。今回の取組で大事な部分かなと思いますので、労働者の方が安全に、健康に工事に携わっていただけるようにぜひぜひ早目に行動を起こしていただけたらなと思います。

○碓井会長

ほかに、小澤委員どうぞ。

○小澤委員

先ほどの藏谷委員のお話とも関連するんですけども、これを最初読んだときに、こういった現場の主任技術者等が1名増えると、コストがさらに上がるので、品質はさらに落ちるんじゃないかというふうに感じました。

先ほどの藏谷委員の話を知ると、だからこそ、こういう仕事はやるなという一つのメッセージだというふうに聞いて、ちょっと腑に落ちたんです。だからそういうメッセージというような方法も一つあるんだろうなというふうに思います。

そうすると、大きくくりで考えるとやっぱり失格基準価格の下限値を90%という話にしてしまえば早いんですけども、それは多分一足飛びには行かない中で、一つのこういう段階を経てのぼっていく話なのかなというような受けとめ方もしたんですけども、そこら辺はいかがなものでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

すみません、まず仮に90～87.5%の間で受注した場合に、これだけの増員する技術者分まで費用が見られるかどうかというところが1点、あるんですけども。

私どもが予定価格を積算している上で、一般管理費といわれるものが1割、現場管理費、ここで技術者の給料等が払われるわけですが、それもやっぱり1割程度はございます。あわせて2割程度のいわゆる諸経費的なものがありまして、その中で埋めるかどうかということですが、10%を切ってもぎりぎり埋める可能性はあります。ただし、会社としての利益ですとか運営経費とか、そういうものは出なくなる可能性はあります。

一般的には、技術者を増やすことによって当然、ほかにしわ寄せが行くだろうということで、我々が低入札価格調査に対して技術者増員を踏み切れないでいたのはそこなんですけど、もう一方の世の中の流れとして賃金のところの確保というところがありますので、今回、その標準見積書を活用させていただくことで、少なくとも賃金のほうへの影響は避けるようにしたいと。さらにその品質の低下については、こういうような該当となった工事については監督業務、あるいは検査業務をきちんとやって、少なくともきちんとしたものは最低でも収めてもらうようにしたいとは考えております。

それが失格基準価格の下限値の引き上げに連動しているのかどうかというのはまた別の話かなと考えておりまして、まずはこれをやらせていただきたいというのが正直なところでございます。

○碓井会長

私から質問ですが、そうすると人が増える。しかし、それは予定価格の算定には全然

反映されないというふうに理解しなければいけないのですか。

○事務局

おっしゃるとおりです。ただし、実際に今の積算体系からすると、現場の代理人といわれる人、あと主任技術者という人はそれぞれの分、兼務しない形で費用を見ておりますので、だから3,500万円未満の場合は、それが埋める可能性があるという。

○確井会長

わかりました。ほかに何か。

○藏谷委員

言葉の定義の確認をしたいんですが、5ページの2番の現状と課題の3つ目の書面調査の結果、不適切な見積りによる赤字受注という部分の赤字、それから6ページの3の(2)の一番下の赤字。当該工事の黒字又は赤字の確認、赤字の定義はどういうふうに考えておられますか。

私たちの考えとは違うと、堀越先生に聞けば一番よくわかるかと思いますが、端的な赤字とちょっと違うのかなと。どういう定義ですか。

○事務局

契約後確認調査におけます赤字といいますのは、当初その契約後確認調査を提出していただいたときの予定価格に対して実行予算が、その見積もりに対して高かったか低かったかということで、見積りよりも余計にお金がかかったということの場合に赤字というふうに判断しております。

○藏谷委員

一般管理費云々という問題は入っていませんか。

○事務局

一般管理費も含めた状態で全て入った状態で赤字を判断しております。

○藏谷委員

3年前にデータをもらったんですが、今の説明と違うデータをいただいて。先ほど説明したんだけど、一般管理費が0.5%も出ていると赤字ではないという判断をされたデータをいただいているんですが、そういう見識は今、発注者にありませんか。

一番最初の実行予算では3%が出る予定だったんだけど、0.5%になりましたと、でも、一般管理費はマイナスになっていないので、基本的には赤字ではありませんという見解は今はありませんか。

○確井会長

事務局、お願いします。

○藏谷委員

例えば予定価格を組んで失格基準出すときに、一般管理費の75%を今、県の場合は算入いただくわけでしょう。その理論でいくと、予定価格の75%以上、一般管理費がないと、これはおかしいんじゃないかという理屈にもなるじゃないですか、当初予算を見積もるときの予定価格に関して。予算が75%なくても赤字ではないという見解がおかしいのではないかなというのが、私が今、思っていることなんだけれども、いかがでしょうか。

○事務局

一般管理費を含めてトータルでいわゆる赤字、マイナス、借金ではないですが、そういったものが赤字という定義という解釈が妥当と思います。

○藏谷委員

それをお直しになったらどうですか。失格基準で当初の予定価格の一般管理費の75%を算入するだけだからそれ以下の場合には赤字と見てもいいんじゃないでしょうか。あるいはそういうような言葉をおつくりになったらどうですか。

一般的に、その一般管理費が少しでも出ているから赤字ではないという、そういう言葉がちょっとおかしいのではないか。一般社会から比べて、あるいは実務をやっている私たち企業からすると、それは一番大事なポイントで、ちょっと差異があるのかなというふうに思いますが、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

○碓井会長

これは結構重要な問題かもしれませんね、じっくり調べていただいて、後日ご報告なり何なりをお願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

○湯本委員

どこで言っているかわからないのでここでちょっと発言させていただきたいと思いませんけれども。

これも最後の取組2にも関連している部分なんですけれども、先ほど11月に6件ほど試行の部分でされるというところの確認をまず1点させていただきたいというふうに思っています、確実性があるのかどうかということ。これだけ引き伸ばされていますと、条例の理念のところで行くと、一番大きな柱の一つであるというふうには思っておるので、特に適正な労働賃金の支払いという部分の評価もできるのは、これしかないわけですよ。今回のこれも一つの方法だというふうには思っていますけれども。

これがしっかり検証されない以上は、この先、議論が進まないというふうに思いますし、私は途中でかわりましたけれども、審議会委員の皆さんはもう3年目に入って、来年の7月で3年を迎えるということになったときに、この大きな柱が3年たってもまだ検証すら終わらないという、この事態そのものがおかしいなというふうに思うわけですので、まずはその11件の確実性があるのかどうか。

本来だと、当初、去年の2月頃の審議会の中では40件というふうにおっしゃっていた部分もあろうかと思えます。それがだんだんトーンダウンしてきていると、こういう状況でありますので。このところはしっかりとお約束をいただきたいというふうに思えます。そしてもし、これだけ延びてきた要因というのは何か、どこにネックがあったのか、それがもしここで答えできるようなものをお持ちであれば、延びてきた要因をちょっと説明をいただきたいと思えます。それが内容的なものであるのか、この審議会の中で議論して前に向ける議論であるのであれば、それはしっかり今後もさらに拡大する方向での議論に乗っけてほしいというふうに思っていますので、ぜひお願いしたいと思えます。

これまで労務単価のアップとかいろいろありますよね。そういった中で経営側のほうとすればいろいろな数値を見ても非常に改善をされているという大きな実態があるというふうに思っています。その一方で、労務費については、労務費が幾ら上がっても実質的なその支払いの部分からするとわずかしか上がっていないと、こういう実態があるわけです。これちぐはぐですよ。全然、そういった恩恵に浴していない。要するに労務単価が上がったり、あるいはこの失格基準価格を上げたり、いろいろしていく中からすると上がってきているんですけども、逆に働く者については上がっていない実績。これをやっぱり検証するには唯一の今のこの試行方式のものをしっかり早くやって、実態として何が原因なのか、どういう問題があるのかということの把握をぜひしてほしいというのが望みですので、その点、ぜひお約束をいただければありがたいなというところがあります。

○碓井会長

難しいご質問ですが、事務局、何か。

○事務局

前回の審議会で遅れている理由を若干触れさせていただいたんですが、本年度の4月以降から適用していきたいと申し上げました。そして、これは受発注者にとっても大変、内容的にも作業的にも煩雑なものになりますが、要領の作成で6月末から7月中旬頃までかかりました。そして本年度の予算執行方針が、これは国からの方針もありますが、上半期に8割の発注、現在長野県は8割を超える発注となっております。そして、前回の審議会のときに9月に1件と申しました。実はこれが、対外調整で若干時間を要しましてこれが11月になっております。そして今回、9月補正、国の補正と県の補正をあわせて130億円ほどになりますが、この予算を活用して、再度、対象となる箇所挙げというものをやっております、現在。11月には6件。この6件のうち、入札のときには選定委員会というところで要件を定めて、それから公告になりますが、11月予定といった6件のうちの3件は部の選定委員会で審議済となっております。さらに総合評価の案件になりますので、総合評価の審査会、こちらも終わっています。

それで11月の本当にいつ何日に何件ずつというのは申し上げられませんが、6件中、3件から6件の中で、ぜひ発注機関で発注していただきたいとお願いしているところです。

○碓井会長

ほかにかがででしょうか。これどうもいろいろ伺っていて、2つのことが1つにまとめられているというのが何かしっくりこない。先ほどの品質の確保等という「等」がついている結果、取組内容1と取組内容2、これ関係づけて入っているのだけれども、何となくしっくりこないところがある。ほかの委員の皆さん大丈夫ですか、これ両方込みで、おおむねよろしいという答えを出して。例えば藏谷委員、この取組内容1は継続審議にさせていただいて、取組内容2だけでは納得できないですか。

○藏谷委員

どんどん時間がたってしまうんですね。つけるなら試行でやってみたらどうですか。

○碓井会長

取組内容1も。

○藏谷委員

1も2もこの案どおりに。多分、90%以下で入れた業者は辞退しますよ。私なら辞退します。

○碓井会長

取組内容1、例えば建設工事3,500万円以上という、非常に多くの工事が入ってしまうんじゃないですか。

○藏谷委員

6～7割ぐらいですか。

○碓井会長

本当に大丈夫かなという不安を抱くのですが、どうですか。

○事務局

よろしいですか。3,500万円というのが、主任技術者が専任か掛け持ちができるかというちょうど境目の金額だと思います。

全部の工事を並べて平均をとると大体3,500万円。ですので、数からいくと小さい数が多いということになると、ほとんどは、半分以上が3,500万未満になります。

○碓井会長

ということは逆に言えば、半分近くは3,500万円以上ということでしょう。

○事務局

発注案件のうち、半分以上が3,500万円未満です。

○碓井会長

ですから、半分以上がそうということは、半分に近いものは3,500万円以上なんですよ。半分とおっしゃったのですから。違いますか。

○事務局

おそらく感じとしては、6割、7割が3,500万円未満です。

○碓井会長

6割か7割、いや、それにしても相当入りますよね。それで本当に大丈夫ですかという一抹の不安があるんですが。

私が申し上げたいのは、かなりの負担を生ずるものについて、こういう厳しい要件を今、直ちに課して本当に大丈夫ですかということなのですから。

○藏谷委員

大丈夫ですよ、辞退しますよ。

間違っただけの場合、今でもそうです。今でも90%未満で入れたくないんです。だけど、後ほどまた出てくるかもしれませんが、入札額が同額だとくじ引きにより落札になるので、だったらぎりぎりまで入れてみようかということを入れるんです。でも今度こういうペナルティがあったり、一人増やさなければいけないという状況になったら、やっぱりもうちょっと上の札で入れます、これ人情ですよ。仮に契約後確認調査の基準に引っかけってしまった場合、言葉は悪いですが、辞退しますよ。

でも辞退を2回したら、入札参加制限ですから、できるだけクリアするような形で入れる努力はするとは思いますが。

○碓井会長

ほかの委員の皆様、大丈夫でしょうか。

○藏谷委員

品質が下がるというのが確かにあります。やっぱりこういう契約後確認調査を出した企業は、やっぱり評定点が悪いので、現場は、ですから、皆さん、ここへは触りたくない、入れたくない。書類もたくさん義務づけられますけれども、その書類が生産性のない書類ですから時間ももったいない。その分、もっとやるべきことがあると思います。

○碓井会長

ほかの委員の皆様どうでしょう。これ一括でおおむねよろしいという答えを出しても大丈夫でしょうか。何となく不安があるのですけれども。

○吉野委員

私はいいいと思います。やっぱり低入札ではいろいろな弊害が出てくる可能性があるの

で、やっぱりやってみたらというような気持ちはあります。

○碓井会長

なるほど、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○小澤委員

低入札なものに関してで全体に関してじゃないもので、低入札についての配慮だからいいと思います。

○碓井会長

なるほど、よろしいですか。

そうすると、やってみたらということは、この提案は試行じゃないですよ、いつ見直してもいいけれども。必ず、物事は見直しがあり得るべしなのだけれども、これは試行ではないですよ。

○事務局

予定しているところでは試行ではなくて、実施したいというものになります。

1点、すみません、補足なんです。現在、長野県もWTO案件では技術者増員というものを義務づけています。それから、それ以外の金額の低い部分、これも実は24年度の後半ですか、技術者増員というのを、配置を義務づけた経緯がございます。そして、1年に二度三度と失格基準が上がってきまして、その過程の中で、対象とした金額が失格基準を上回ったもので、現在は、適用外というような扱いになっています。ですから、再度その対象となる設定をして、復活というか、再度適合させるというものになります。

もう1点、先ほど申しましたが、国土交通省と全国の33都県だと思いますが、約7割の都道府県ではこれを行っているところになります。

○碓井会長

それから、先ほどの小林委員から出たものは大丈夫ですか。小林委員、大丈夫ですか。

○小林委員

私の発想から言えば、入札制度は安いほうを優先して、あとはその検査でだめなものはだめという、シンプルな構造のほうがいいという発想からすると屋上屋を架すような形でやることには抵抗があります。ですが、今までの、少なくとも審議会の流れはこういう流れの中で来ているので、これで実態が少しでも明らかになるならそれはそれで意味があるのかなど。積極的に賛成するわけではありませんが、全く皆さんとはおそらく考えていることが逆になると思うんですが。

私は実態調査で若干の調査をやるというのには抵抗はないことはありませんが、一度やって、それでやれるところもあるということで、全体の額が90%から87.5%に下がれば一般的にいいな、そういうような思いの中で実態を調べるという意味があるかと思って、あえて反対はしません。

○碓井会長

それではいろいろご意見をいただきましたけれども、一応、今日ご提案いただいた内容で、29年4月以降の公告案件に適用することについては了承するというところで。

○湯本委員

ちょっといいですか。要はこれの目的は品質確保ですよ。そのポイントになるのは対象工事の工事成績点が低い状況であるというふうに言っているわけですよ。ですので、これを行っていったときに、実際にこれが改善されないという方向性が見出されれば、それはこの審議会に報告いただいて実際にどうなのか、やった意味があるのかどうかというのを検証すべきだというふうに思います。

どの時点において検証すべきというのは、ちょっと私、申し上げられないんですけども、やはりこここのところは追跡して、本来の目的である工事成績点が低い、品質が悪いということが改善されないのであれば、別の方策を考えるべきだと思います。

さっき藏谷委員がおっしゃられるように、人を増やすことによる別の方向へのしわ寄せといいますか、品質が逆に悪くなるのではないかと。例えば、それも資料4の2で言っているように、これがまた違う方向に動いていったときに品質が悪くなる可能性も秘めている内容でもあるような気もするので、これでよしとするわけではなくて、しっかりそれを検証してほしいなということをつけ加えさせていただきたいと思います。

○碓井会長

実は私も途中まで申し上げたのですが、お願いしたいことなのです。一応、この方針に従ってやることについて了承しますけれども、しかるべき時期には、その運用状況について、きちんと調べていただいてご報告をお願いしたいと思います。

そういうことでご了承いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

はい、どうもありがとうございました。

大変時間をいただきましたけれども、ここで少々休憩をさせていただきと思います。3時10分まで休ませていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(休憩後)

(2) 報告事項

ア 配水池等不断水清掃における最低制限価格制度の導入について

○碓井会長

それでは再開させていただきます。

今度は会議事項(2)報告事項のほうに入らせていただきまして、アの「配水池等不

断水清掃における最低制限価格制度の導入について、これは前回からの引き続きということになりますが、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

資料5の8ページでございますが、企業局の配水池等の水道施設の不断水清掃業務の契約におきまして、ダンピング受注を防止しまして受注企業の適正な利潤の確保、それから担い手の中長期的な育成を図るということで、適正な入札を図るというものでございます。

前回の審議会でご報告を申し上げました案件につきまして、委員各位からいただいたご意見を踏まえまして、改めてご報告をさせていただきます。

2の現状でございますが、前回、説明の資料が不足しておりました点について、今回まとめさせていただきました。

最初の表は企業局が発注いたしました配水池等の不断水清掃業務の落札状況をまとめたものでございます。

配水池といいますのは浄水場でつくられた浄水、いわゆる水道水を需要に応じて供給できるように一時的に蓄えておく施設でございます。その不断水清掃業務ということで、この配水池から家庭等への水道水の供給を行いながら、潜水土が配水池にもぐって底に堆積した汚泥等を除去するという作業でございます。

23年度は3件、それから24年度から26年度までは各1件、なお昨年度は事案がございませんでした。23年度までは随意契約でございましたが、広く競争性を確保するために、24年度から一般競争入札にしております。また、入札の参加要件といたしまして、過去の同種の清掃業務の実績を求めております。地域要件は課してございません。

入札参加者を県内、県外に分けて記載しております。この表の下の段の落札者の欄をご覧いただきますと、23年度は3件のうち2件で、県外のBという業者が20%台で落札しております。それから24年度は県内のA社が16.5%で落札、それから25年、26年度はまた県外のB社が9%、それから5%台で落札をしております。

それから下の表でございまして、県内の他の水道事業者について同様の清掃業務の落札状況をまとめたものでございます。表の下に調査対象を記載してございますが、県内の全市と、それから水道企業団を対象として調査いたしまして、実績のあった31件を集計してございます。

まず上の段が随意契約で合計11件の事案がございまして、落札率は90%以上が多くなっております。一方、下のほうが競争入札で20件ございまして、80%、90%台があわせて13件ございまして、これらはいずれも県内業者が落札しております。

この13件につきましては、全て県内に本店あるいは支店を有する者ということで、地域要件がついている案件と聞いております。一方、落札率30%未満が7件あり、この中で20.7%と、あとは10%台と一桁という落札率でございまして、これらは逆に全て地域要件をつけておらず、県外の業者が入札に参加しているものでございます。

こうした状況から、県外業者が入札に参加した場合に、落札率が低くなるという傾向が伺えるものでございます。

それから、資料にはおつけしてございませんけれども、前回の審議会におきまして、

委員からご意見を頂戴いたしまして、業者の状況について聞き取り調査を実施しております。落札した業者に状況を聞いたところ、全身を消毒して潜水土が配水池に入り、専用の器具を使って汚泥を除去する特殊な作業ということで、従業員の潜水土を遊ばせておくよりは、経験を積んで技術の修得ができれば、将来他の業者に対してアドバンテージになるということから、利益が出なくても、旅費や材料費、汚泥等廃棄物の処分費といった実費がカバーできればいいというお話がございました。

また、県内業者につきましては、経費の削減などできることは努力しているものの、採算的には合わないというような状況である、しかしながら、地元の水道の安全は地元で守りたいという思いがあつて応札をしているという話もございました。

それから、9ページの見積価格の設定でございます。前回の審議会で業者からの見積りの妥当性についてのご意見を頂戴しておりますが、前回26年度の発注の際には、前年度に応札があつた6者から見積りを徴しまして、その平均額から30%以上高い、あるいは低い見積額を除外した上でその平均値を算出いたしまして、その金額をもって予定価格の積算に用いております。

それから4の概要でございますが、こうしたダンピング事象を防止するということや、適正な利潤が通常見込まれないような契約の防止を図るという観点から、配水池等の不断水清掃業務におきまして、最低制限価格を設定するための基準を策定して、最低制限価格制度を導入したいというものでございます。対象となる業務につきましては、入札による配水池等の潜水土清掃工法による不断水清掃業務でございます。

それから6の予定価格の算定方法でございます。実施設計額、それから予定価格となる業務費の積算の体系につきましては、記載のとおり、潜水清掃労務費など、これは日本水道協会の積算要領案を用いて算定をしております。

まず予定価格の算定でございますが、直接業務費のうち、潜水清掃労務費は潜水業務に従事する標準的な人員構成に県の建設部の実施設計単価を乗じて算定いたします。

なお、先ほどの8ページの現状の上の表で説明させていただきました企業局の25年度、それから26年度の落札率が9%、あるいは5%という事案でございますが、それらの落札額は、この労務費の積算額さえも下回っている状況でございます。

それから潜水清掃直接経費につきましては、清掃作業に直接必要な資器材の費用で、県の建設部の実施設計単価があるものはその単価、ないものにつきましては、見積価格により算出をいたします。

濁水処理費は清掃作業により配水池から出た濁水をろ過する費用でございまして、これは見積価格によって算定をいたします。

それから発生汚泥処理費につきましては、濁水処理によって発生した汚泥、これは産業廃棄物になりまして、これを運搬処理する費用でございます。ダンプ・トラックの運搬費用は県の建設部の歩掛によって算定し、また処理場での処理費用は見積価格によって算定いたします。

続きまして、10ページの最低制限価格の算定でございます。最低制限価格の積算体系は予定価格と同様とし、それから直接経費のうち潜水清掃労務費、潜水清掃直接経費、濁水処理費につきましては、既に導入されております庁舎の保守管理業務の最低制限価格の算出方法を参考といたしまして、実施設計の積算額にそれぞれ一定割合を乗じて低

減して算定いたします。

それから発生汚泥の処理費につきましては、産業廃棄物である汚泥の適正な処理を確保するという観点から低減は行わず、実施設計の積算額と同額といたします。

諸経費につきましては、予定価格の算定と同様に日本水道協会の積算要領案で定められた比率によって算定することとしております。

最低制限価格の範囲でございますが、上記の最低制限価格の算定方法によって算出された金額が予定価格の10分の6に満たないとき、あるいは10分の8を超えるときは、最低制限価格はそれぞれ予定価格の10分の6、または10分の8とすることといたします。

最後に適用時期につきましては、本年度の対象業務から適用したいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただ今のご報告について、ご質問、ご意見がありましたらご発言ください。吉野委員どうぞ。

○吉野委員

この報告事項につきまして、2の現状は別として、考え方はそれほど変わっていないような気がいたしますが、今、ご説明があったかもしれないんですけども、前回提案された内容と違っている点があったら、具体的に教えていただきたい。

○碓井会長

事務局からお願いします。

○事務局

落札状況等の現状を新たに資料として出させていただきました。

○吉野委員

現状が別なのは見ました。それは別だと思えます。

○事務局

最低制限価格制度を導入するという方向性は、変更はございません。

○吉野委員

内容の変更はない。

○事務局

はい。

○碓井会長

ほか、湯本委員どうぞ。

○湯本委員

この制度そのものについては、私の立場からすると、こういった入札価格の上昇そのものが働く皆さん方に反映していけば非常にいいことだなというふうに思っています、内容については歓迎するいいことだと思っていますが。

3点ほどお聞きしたい。この見積価格の設定に当たってということで、昨年、応札した6者から改めて見積りをとったということですがけれども、この6者が昨年の状況のどの部分かがちょっとわからない。

8ページの25年の6者のことを言っているのではないかというふうに思うんですけれども、この実際に応札した額と見積りをとった額とに乖離があるのかどうか、その点、まず1点。

そして今後、この見積価格の設定に当たっては、毎年、こういった形で設定を改めて行われるのかどうか。どこかで一つの基準を設けて一定の物価上昇等、あるいは労務単価等のアップ率にあわせて上げていくというような考え方なのか、ベースになる部分をどこに置くのか。昨年、実績のあった業者の単価がそのままずっと反映されていくのかどうかという点が2点目。

3点目、予定価格の算定に当たって、潜水清掃労務費だけは、単価は県の建設部の実施単価を用いているということで、ほかの部分は、ある程度、見積りからとられるということでありましてけれども、下の汚泥発生処理費については建設部の歩掛という部分が載っているんですけれども、潜水清掃労務費の歩掛については見積りによるのか、あるいは歩掛があるのかどうか、これを1点、お聞きをしたいというふうに思います。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

お答えいたします。3点、ご質問あったと思いますが、まず最初の見積りの価格の設定でございまして、応札額と見積額の乖離ということなんですが、応札後のその個々の見積額の内訳を提出してもらっているわけではないものですから、その点については確認はできてございません。

あと2点目、見積り設定を今後もするのかという点につきましては、県の資料等、物価資料等ではわからない部分、どうしても見積りに頼らざるを得ない部分がございますので、適正な積算をしていく上では今後も見積りをとる必要があると考えているところでございます。

それから、予定価格の算出に関して労務費の歩掛についてですが、これにつきましては過去に企業局で行った清掃業務、現場を何件かずとやってきておるんですけれども、その現場における人員配置を確認いたしまして、その人員を1日当たり何人ということを確認した上で歩掛を設定してございます。

○湯本委員

続けて申しわけないんですけれども。2点目については、毎年単価設定をされるとい

うことですね。

○事務局

はい、そうです。

○湯本委員

そうしますと、これは特殊な部分があって、いつも同じところから見積りをするようなイメージを受けるんですけれども。そうすると、単価そのものについて、業者サイドの言いなりとってはちょっと語弊があるかもしれませんが、何か操作をされる可能性も非常に秘めている。そういったもので価格を低く下げるといようなことがちょっと懸念される部分がある。いわゆる見積りによる単価の設定が特定の業者だけの見積りをとることで行われるというような、そういった心配はないのでしょうか。

○碓井会長

今のご質問は労務費の点についてですか。

○湯本委員

見積り全体に関してです。

○事務局

見積りにつきましては、前年度に応札した業者にとっております。平成26年度におきましては、25年度に応札した業者6者からとっております。その額に対して、先ほどの説明でもあったんですけれども、それぞれの平均額に対して乖離している部分については除外いたしまして、採用金額を決定しております。

新たな入札で新しい業者が入った場合は、その業者を含めて見積りをとっていきたいと考えておりますので、業者を特定することはございません。以上でございます。

○湯本委員

いずれにしても、その都度見積りをとることなので、前年度のその単価も含めて、要は適正がどこであるか、非常に難しい話だとは思いますが、結果的に低く低くなっていくというようなことではなくて、やはりその応札額そのものについて、適正に、労賃も含めて反映できるような、そういったものを総合的に判断した上で、この予定価格、単価について設定いただきたいという要望であります。よろしくお願ひします。

○碓井会長

今の点は要望と伺っていいですね。

ちょっと素人っぽい質問ですが、この歩掛という言葉が気になるのでございますが、ちょっと簡単にご説明願ひします。専門の方にとってはもう当然なんです。

○事務局

今回のような配水池の清掃業務を行うに当たりまして、この現場では例えば潜水士が何人要るかとか、そういうことを定めた基準がございまして、それに基づいて必要な金額を積算しているわけですが、そういう必要人員の標準的な数量だとか、あとこの資器材についてこういう現場においては何がどのくらい要るとか、そういう標準的な数量を定めているものが歩掛でありましてそれに単価を掛けて積算をするというようなイメージでございます。

○確井会長

そういう意味ですか。私、ちょっと全く誤解した別のことがあったんですが、結構です。

ほかに何かご質問やご意見等ありますか。今の見積りの点なのですが、この種の業者はやっぱり限られているということでしょうか。広くとろうと思っても難しいという事情があるという理解でよろしいですか。

応札者が少ない現状ですよね。そうすると、固定化しやすいというさっきのご指摘ですよね。もうやむを得ないという、こういう理解でよろしいですか。

○事務局

一般の建設業等に比べると、やはり特殊な作業でありますので、それほど業者数は多くないと考えております。

○確井会長

ほかにございせんか。

それでは、これはご意見を伺ったということにさせていただければよろしいかと思えます。引き続き何か必要な事項が生じましたらご報告を、後日、お願いしたいと思います。この案件はこれで終わらせていただきます。

イ 建設工事等のくじ引き発生状況等について

○確井会長

それでは報告事項のイの「建設工事等のくじ引き発生状況等について」、これも前回話題になったことの続きでございます。事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

資料6、11ページをご覧いただきたいと思えます。建設工事等のくじ引き発生状況についてご説明させていただきたいと思えます。

先ほどちょっとありましたけれども、前回ご意見がありました建設工事等の入札時のくじ引き発生状況、この次ページ以降になりますけれども、入札参加資格者数に対する応札者、落札者数等の割合のご報告になります。

まず11ページのくじ引きの発生状況でございますけれども、データのある平成23年度

からの推移をグラフにいたしました。上段が建設工事、下段が業務委託になります。

上段の建設工事からご説明させていただきたいと思えます。工事契約件数につきましては、総合評価落札方式を含む受注希望方競争入札の数を記載しております。

くじ引き発生数は棒グラフで、くじ引き発生率は折れ線グラフで示しております。平成23年度はくじ引きの発生率は7%でありましたけれども年々上昇傾向にあり、平成27年度におきましては22%となっております。今年度8月末までの状況ではございますけれども、23%となっております、昨年度と同様の状況であると言えます。

その下のグラフですけれども、ちょっと小さいやつですけれども、入札方式別で、受注希望型競争入札と総合評価落札方式と分けたグラフでございます。総合評価落札方式も上昇傾向にはありますけれども、総合評価落札方式は受注希望型に比べ、くじ引き発生率は低く、約6分の1となっている状況でございます。

下段の業務委託ですけれども、こちらも平成23年度から平成28年8月までの状況を記載しております。委託契約件数につきましては建設工事と同様、総合評価落札方式を含む、受注希望型競争入札の数を記載しております。

業務委託は、建設工事と比べると、くじ引き発生率が高くなっていますけれども、近年、平成26年、27年度は横ばい傾向となっております。また、今年8月までの状況では若干、下降傾向になっているということが言えると思えます。

業務委託の入札方式別受注希望型競争入札と総合評価落札方式を分けたグラフでございますけれども、工事と同様に、総合評価落札方式は受注希望型に比べくじ引き発生率は低く、約3分の1というような状況でございます。くじ引きについては以上でございます。

○事務局

引き続きまして、12ページからの建設工事の入札参加資格に対する応札者と落札者の割合と、あとその次ページ以降にあります総合評価落札方式の実施状況につきまして、説明させていただきます。

12ページをご覧いただきたいと思えます。平成27年度の建設工事・入札参加資格者数に対する応札者と落札者の割合を示したものでございます。上段の表が平成27年度の建設部、林務部、農政部、環境部、企業局が発注しました建設工事及び主な業務であります土木一式、とび・土工・コンクリート、ほ装工事、建設一式工事の主な4業種につきましての状況を示したものでございます。

具体的には、まず表の上段の入札案件数①というものが入札の案件数を示しております、その次が入札参加資格者数、そのうち実質の応札した企業の数、さらにその入札参加資格者に対する応札者の割合、次に実質的に落札した業者数及び応札者に対する落札者の割合、応札件数に対する応札者の割合、1者当たりの応札件数ということになります。そして最後に平均落札件数、応札者に対する落札した数を示しております。下段は入札参加資格者数と応札者数、落札者数の関係をグラフにしたものでございます。

建設工事全業種で見ますと、入札参加資格者は県内企業で約2,500者に対しまして、応札者はそのうちの4割の約1,000者、応札件数は約2万件ございまして、応札者1者当たりによりまして20件ほどの応札となっております。また、落札者は応札者のうち3分の2

が落札している状況でございます。応札した者で見ますと、平均2件あたり落札しているという状況になっております。

続きまして13ページのほうにまいりまして、委託業務におけます同様の内容を表とグラフであらわしたものを掲載しております。委託業務全体で見ますと、入札参加資格者は県内に本社または営業所等を有する企業で約700者に対しまして、応札者はそのうちの4割の300者、応札件数は約3万件で、1者当たり約90件という形になっております。

以上が入札参加資格者に対する応札者、落札者の割合を示した資料の説明になります。

続きまして、14ページをご覧くださいと思います。総合評価落札方における、まず入札のまず実施状況でございます。建設工事を14ページに掲載しております。建設工事にかかる委託業務の実施状況が15ページに示してございます。上段の表は総合評価落札方式におきます契約件数、平均落札率、逆転の件数が契約に占める割合を示しております。ここで、逆転の件数というのは、入札の価格点を価格以外の他の項目で逆転し、落札した件数を示しております。

下段のグラフにつきましては、総合評価落札方式におけます、先ほどの逆転率と落札率、及び総合評価落札方式におけます受注希望型競争入札全体におきます落札率、それと点線で低入札価格調査のうち、失格基準価格の上限値、下限値をあらわしております。

長野県では、平成17年1月から総合評価落札方式による入札を試行してございまして、平成20年度から本格実施を行っているところでございます。逆転率は、総合評価落札方式におきまして、入札価格が1位の者を工事成績や工事実績、地域要件や社会貢献などの価格以外の評価の点数で逆転し落札した件数の契約全体に対する割合を示しております。

失格基準の数字的判断基準はこの間、平成19年、21年、23年、25年、27年と見直されてございまして、落札率もその基準の改定に伴いまして変化してきている状況です。一方、逆転率につきましては、平成18年から24年度まで上昇してございまして約50%強までとなっておりますが、平成25年、26年と減少し、27年で上昇してございましてけれども、当初の41%と、本格実施当時よりも低いような状況となっております。

この間、何度か価格以外の評価内容の見直しですとか、配点の見直しが行われてまいりましたけれども、25年7月に価格以外の評価方法の大幅な見直しがなされまして以降、逆転率のほうが増減してきているというような形に見受けられます。このときの改正の内容としましては、5年間の総合評価の応札の実績が積み重なったことと全体的な技術力の向上が認められたことから、実態にあわせた効果的な評価となるよう評価基準の見直しを行っているものでございます。

続きまして15ページの建設工事にかかる委託についてでございます。表とグラフにつきましては、先ほどの建設工事と同じような見方をさせていただきたいと思います。

委託業務につきましては、平成19年、21年、27年と失格基準価格の見直しが行われております。また、総合評価の逆転率につきましては平成18年から23年まで上昇しまして、平成23年度で約60%強となっておりますけれども、24年以降減少してございまして、27年では約30%弱と、本格実施時よりも低い状況となっております。

委託につきましても、何度か総合評価の価格以外点の内容や配点の見直しがされてまいりまして、同じく25年7月に価格以外の評価項目の大幅な見直しがされているところ

でございます。

平成20年度に逆転率が大きくなっている要因として推察されるものとしまして、20年度に業務成績点の配点の増加ですとか、管理、照査技術者等の継続教育に関する配点の新設など、価格以外の評価点の配点増加や、委託業務における総合評価落札方式の実施件数の増減などが逆転の変化に関係しているものと推察しているところでございます。説明は以上でございます。

○確井会長

どうもありがとうございました。ただ今のご報告についてご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

では、私から質問します。12ページで、上のほうの平均落札件数という欄を見ていると、例えば建築一式工事は0.5件となるのですが、建築一式工事を内容とする事業を営んでいる事業者というのは、何も県を相手にしなくても、ほかで仕事があるから何とかなっていると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局

そういうことは言えると思います。

○確井会長

そういうことですね。それに比べて、例えば土木一式工事というのは、公共部門に対する依存率が高いから1.0%になっていると、そういう理解をしてよろしいですか。

○事務局

よろしいかと思えます。

○確井会長

どうぞ、ほかの委員の皆様から。もしなければ、これはご報告を承ったということにさせていただきます。

○大窪委員

今のご報告の説明の仕方だと、評価のやり方が変わったのでこういう結果になりましたというような論旨なんですけれども。経済動向等、いろいろなファクターが関連してくる結論なので、今の説明ではちょっとなかなか納得はいかなくて、ほかの要因については端折られたということで理解をせよということなのか、もう少し総合的に物事を捉える必要があるんじゃないかという指摘をしておきたいと思えます。

○事務局

ありがたく、ご意見として受けとめさせていただきたいと思えます。

○碓井会長

そのとおりだということですね。

○事務局

これだけではない、この説明だけではないと思います。

○碓井会長

よろしいですか。では、これはご報告を承ったということにさせていただきます。

ウ 総合評価落札方式の評価項目の見直しについて①②

○碓井会長

それでは、ウに出ております「総合評価落札方式の評価項目の見直しについて」、①、②とございますが、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

16ページの資料をご覧ください。

総合評価落札方式の評価項目の見直しについての①でございます。①は総合評価落札方式の評価項目のうち、技術者要件の継続学習というCPD制度の学習単位保持者を評価する算定基準の見直しについてでございます。

16ページの1の現状と課題をご覧ください。現状としまして建設工事、委託業務における一層の品質向上を図るため、継続教育（CPD制度）の学習単位保持者に対して、総合評価落札方式の評価項目である技術者要件の「継続学習・学習単位保持者の配置」を評価しておりまして、最大で0.75点の加点を行っているところでございます。

18ページをお開きください。総合評価落札方式における加点項目についての資料でございます。建設工事価格以外の評価項目の技術者要件の配置技術者の資格の算定基準を示したものでございます。赤枠の部分をご参考をご覧ください。

それではまた16ページに戻っていただきまして、継続教育、CPD制度について簡単にご説明したいと思います。

技術者の調査・設計、または工事の種別に応じた継続教育を意味するものでございます。建設、建築、測量、設計関係の認定団体がございまして実施しておりまして、資格取得後に継続的な教育プログラムや講習会等に参加していただきまして、その要した時間を資格ごとに学習単位に換算しまして証明する制度でございます。継続的に自己研鑽することによりまして技術力の向上と、これによる公共工事成果物等の品質向上を目的としておるところでございます。

課題といたしましては、現状、CPD学習単位の評価期間でございますが、公告日以前3年間を対象としております。企業と技術者は年間を通じて非常に、単位取得を通じて常に単位取得をしていなければならない状況でありまして、大きな負担となっているという意見が出されているところであります。

2の見直しの内容といたしましては、学習単位の評価対象期間を前年度の1年間とい

たします。この見直しによりまして計画的な単位取得が可能となります。前年の1年間とすることで取得期間に猶予が生まれまして、忙しくない時期等にとっていただくということが可能であると考えられます。あわせて評価対象期間の見直しに伴いまして、取得単位数を2の表、見直し内容の表のように直すことにいたします。

例えばでございますが、工事の主任技術者の建設系のCPDの評価をする場合がございますが、現行では公告日以前、3年間で60ポイント以上であれば0.75点で、40ポイント以上であれば0.5点としております。それを見直し後におきましては公告日の前年度1年間で20ポイント以上であれば0.75点、10ポイント以上であれば0.5点とすることといたします。見直し後の取得単位数は各団体1年間の推奨単位数程度としております。

3の実施時期といたしましては、平成29年4月以降の公告案件に適用いたします。経過措置といたしまして現状は過去3年間を対象としているため、単位取得を考慮いたしまして、平成31年10月までは各3年間の取得単位を評価の対象といたします。以上でございます。

○確井会長

では引き続き、②のほうですか。

○事務局

続きまして17ページをご覧ください。総合評価落札方式の評価項目の見直しについて②でございます。本事項は、先ほどに引き続き、総合評価落札方式の評価項目の技術者要件のうち、電子納品に関する有資格者の配置に関する見直しの報告事項でございます。

まず、1、現状でございますが、建設工事や委託業務成果の電子納品については、現在、総合評価落札方式を含む、受注希望型競争入札の全案件で実施しております。

ここで※1、電子納品について説明いたしますと、電子納品とは、調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を、従来の紙ベースから電子データで発注機関に納品することを言いまして、これにより業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることを目的としております。

戻りまして、次に品質の高い電子納品を推進するため、同仕様を正しく理解し、作成・確認・照査ができる電子納品資格者の配置に対しまして、平成20年度から総合評価落札方式の評価項目である技術者要件、電子納品に関する有資格者の配置で評価をしており、電子納品資格者を配置した場合は0.5点を加点しております。

18ページをご覧ください。総合評価落札方式における加点項目の一覧でございますが、現在、技術者要件のうち、④電子納品資格者の配置の有無で、電子納品資格者を配置した場合は0.5点の加点としております。

17ページにお戻りいただきまして、※2、ここで電子納品資格者について説明をさせていただきます。

電子納品資格者には2種類ございまして、1つがCALS/ECエキスパート、インストラクターであります。CALS/ECとは、国土交通省において公共事業支援統合情報システムの略称でございます。本資格者は電子納品全般の知識を有する技術者と

位置づけられております。なお、平成13年度に始まったこの資格試験は、本資格者の普及により平成24年度をもって終了しており、現在の評価対象者は同資格者の更新者のみとなっております。

そしてもう一つがSXF技術者でありまして、電子納品の標準的なファイル形式でありますSXFなどの電子納品全般の知識、技術等を有する技術者となります。なお、SXF技術者検定試験は現在も継続しており、評価の対象者は同資格の新規登録者と更新者となっております。

戻りまして、次にこれらの電子納品資格者でございますが、本県の登録者数は全国で1位となっております。

次に平27年度に実施された総合評価落札方式において、電子納品資格者を配置した落札者は全体の約9割と高い状況となっております。

この現状を踏まえた2、見直しの内容でございますが、本県では総合評価落札方式において、平成20年度の本格実施の際から、電子納品資格者の配置を評価の対象としたこともあり、現在では電子納品資格者数も増加し、電子納品の推進と技術者育成という初期の目標が達成されたものと考えております。このことから、今後原則として、当該資格者の配置を総合評価落札方式の評価の対象としないように考えております。

ただし、今後増加が見込まれます、ICT技術等を活用する建設工事等においては、必要に応じて電子納品資格者の配置を評価の対象とすることといたします。

ここで※3、ICTについて説明いたしますと、ICTは情報通信技師の略称でございます。近年、建設現場の生産性向上を図るためドローン、3次元データ等のICT技術を活用した工事が増加しているところでございます。

ここで18ページをご覧くださいまして、総合評価落札方式における加点項目の一覧でございますが、先ほど説明しました技術者要件④、電子納品資格者の配置の有無につきましては、加点対象の見直しとさせていただきたいと思っております。

17ページへお戻りください。最後に3の実施時期でございますが、平成29年4月以降の公告案件に適用することとしたいと考えております。説明は以上でございます。

○確井会長

どうもありがとうございました。①も②も総合評価落札方式の評価項目の見直しにかかわるものでございますが、内容が異なりますので、まず①についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。吉野委員。

○吉野委員

①ですけれども、3年を1年にするという事ですけれども、過去の積み重ねというのが評価されないことになる、それでよろしいのかというのがちょっと疑問です。

それともう一つ、この中身として、1年にしたら計画的な単位取得は可能になるというのはどうしてですかというのをお聞きしたいのが2点目。

それから3点目ですけれども、これは長野県限りの措置ですか、あるいは他県もやっておられるのか、他県の状況でも3年でやっておられるのかどうか、お調べになったのか教えていただきたい。3点です。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

3年を1年にするということですが、やはり技術というものは進歩しているということで、常に最新の知識と技術を取得していただきたいということです。毎年、決められた、推奨単位を、とっていただきまして、目的であります品質の向上、工事成果物の品質の向上を目的としております。その点を含めて単年度ということでも考えました。

それで、1年にしたら計画的かという問いでございます。3年にわたりますと、期間をあけることなく単位取得をしなければいけないため、時間をとられてしまうというケースが出てくると思います。そこで前年度の1年間とすることで余裕が生まれて計画的な取得が可能と考えました。忙しくない時期に取得することも可能であるというようなことです。

他県の状況でございますが、国も含めまして、国は全10整備局、あと全国47都道府県のうち41都道府県においてこのCPD制度を活用している状況でございます。近年の評価対象機関におきましては、岐阜県、静岡県、愛知県においては2年間、あとの近県8県のうちの5県、及び国におきましては1年間としている状況でして、その中で長野県だけ3年間ということ。その他、発注者側の事務手続の軽減ということもありまして、現状だと公告時期により点数がバラバラになってしまうということもありまして、有効期限を年度単位に改善してほしいという声もございます。

○吉野委員

おおむね了解しましたが、そんなにあるんですか。そういう継続教育であるCPDの内容というのは、年々変わるんですね。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

やはり、その各建設系のCPD協会、18団体あります。あと建築系CPD運営会議ということで10段階ありまして、かなりたくさんの協会さんがこの制度を活用しています。やはりそういうたくさんの団体があるということは、それなりの革新的な技術が進んでいるということで、常に新しいものを取り入れたいという形になりました。

○吉野委員

わかりました。

○碓井会長

ほかにご質問、湯本委員どうぞ。

○湯本委員

ちょっと後退的な意見を申し上げて恐縮なんですけれども、この①の課題の部分、課題の一番最後の部分、「大きな負担との意見」という部分が載っているところにちょっと疑問を感じずる部分があって、この制度そのものは何のための制度なのかという疑問を持ってしまうということなんです。

本来であれば自己研鑽ということを基本にこの制度が成り立っているわけです。何もこの入札参加の恩恵を受けるためにこの制度がもともとつくられているわけではないというふうに私は思っている。②のほうの提案の評価から外すといっていることとも関連して、一般化して、企業そのものは企業努力する、あるいは技術者としての自己研鑽を進めるということが一般的なことであり、新しい技術を身につけるといのは当たり前のことであって、これを何も評価する必要はないというふうに思っております。

ただ、入札制度の中で、こういうものを一つの評価点としてやることによって差別化したいというものであるのであれば、それはいいと思います。このCPDを運営しているところが、受講者が少ないので、ぜひこういったところを活用しながら受講してくれというふうな一つの手段として入れてくれということなのかどうかもちょうとわからないんですけれども。

この制度そのものの本質的な部分から、この入札制度の中でこれを加点するという点についてはいかがなものかという疑問は前から思っています。これはあくまで意見なので、やめろと言っているわけではないんですけれども、そういう疑問を持っています。

ある意味でいうと、この0.5点がどのくらいの意味合いを持っているのかということもあるわけです。もう一般化しているのであれば点数を低くするなり、あるいはもうやめてしまうなり、そういった考え方はないのかどうか。この点をちょっと疑問に思っていますので、ちょっとこれは意見として申し上げます。

○碓井会長

事務局、ご発言がありましたらご発言ください。

○事務局

継続教育をこういうふうにするこでの優位性についてでございますが。

27年度の総合評価落札方式の実施率は20%程度でございます。このうちのCPDを加点の対象とした工事は80%でございます。比較的規模の小さな工事、5,000万円未満の土木一式、ほ装工事の簡易は対象といたしません、応札者のうちの0.75の加点対象者が60%程度、0.5点加点対象者を含めて70%程度の状況でありまして、保有することによる優位性というのは十分あると認識しております。

○湯本委員

これは働く者の立場からすると、入札制度のために受講せよ、そういうふうになっては本当は本末転倒のような気がします。やっぱり自己研鑽なので、しっかり自己研鑽できるような、CPDの制度そのものについての基本的なことの話になってしまうんです

けれども、入札制度のための受講であってはならないというふうに私は思います。

企業とすれば、これはいい材料なので活用せよと、だから従業員にCPDを受けろ受けろと、こういうふうになるわけなのです。それは逆に働く者の立場からすると押しつけられて受講している、こんなふうにもとれてしまうので、そうではなくて、あくまでも自発的にこういった制度が成り立つと、そういったものであるべきというふうには思います。

これは、県の皆さんに言うことではないんですけども、違う場面で言うことだとは思いますが、そういう感じを受けております。ちょっと意見です。

○碓井会長

ほかにご質問やご意見を、大窪委員どうぞ。

○大窪委員

私も①のほうについてなんですけれども、働く女性の立場から言いますと、やはり、出産、育児というようなライフイベント、男性でも介護休暇をとってくださいと国もいうような時代なのに、この見直し案については、前年度1年間しか見ていただけないということになりますと非常に、前年度育児休業などをとっている女性技術者がいれば、その1年間ゼロ点というようなことにもなります。そもそもどうして3年ではいけないのか、そんなに日進月歩の講習ばかりではないと思うんです。

私の所属している造園学会でもCPD制度がありますけれども、どうして3年を1年というような短い期間にすべきなのか、先ほどの理由を聞いてもあまり納得できないんですけれども。

なかなか実情に合わない、逆行してしまうのかなという部分があるという懸念を持っております。いかがでしょうか。

○碓井会長

いかがでしょうか。

○事務局

まず3年を1年にするメリットなんですけれども、あくまでもこれは継続教育となりまして、要するに一度資格をとって、その後も継続的に新しい情報をちゃんと学んでいってくださいと。そういう方に対して評価する、逆に言えば、そういうことをされない方に対しては評価しないという、それをやっているものでございまして。先ほど湯本委員のほうからもありましたが、一義的にはやはり継続的にその技術的な知見を蓄えていただくとというのが主目的であって、その誘導する誘引としてこの総合評価があるというふうに思っております。

3年と1年の比較をしたときに、先ほどちょっと説明が足りなかったかもしれないんですが、継続教育という点でいうならば、1年目で60をとって、2年目、3年目にゼロゼロというよりも、1年、2年、3年と20、20、20ととっていただくほうが継続教育という主旨に合っているということで、3年を1年にするのは、本来の目的からすれば、

むしろそちらが妥当かなと思っております。

ただし、今、ご指摘があったその女性、まあ男性でもそうなんですが、産休・育休の関係、その期間中に継続教育を受けることができないということはあるかと思いますので、それなりの措置について、今のご意見の主旨を踏まえて、その期間を例えば除外して、その前を評価の対象にできるようなことを、この制度運用までに検討させていただきたいというふうに思っております。

○確井会長

ちょっと私が理解を間違っているのかもしれませんが。この16ページの1の課題のところで書いてあることに関する2の見直しの内容、先ほど問題になった「計画的な単位取得」ということにも関係するのですが。

今までのご説明からすると、実は今までのほうが計画的な単位取得が可能だったということになりませんか。つまり1年おきにポイントを稼げば3年間よかった。今度は前年度に必ずとらなければならない。そういう意味では、1で言っている、大きな負担というのはむしろ新しいもののほうが大きな負担になるということになりませんか。

○大窪委員

なので、以前のほうがライフイベントにあわせて計画的に履修できるといえるように思います。

○確井会長

それは前のほうがよかったですよね。

○大窪委員

ええ、前のほうがよかったと思います。

○確井会長

今の説明を受けるとそうになってしまうのですけれども。

○大窪委員

なので、女性についてだけではなく、男性についてもやはりいろいろ、本人が病気になることもありますし、親の介護があることもあるので、そういうことも踏まえた上でこの制度にしなければ、やっぱり問題かなと思います。

○確井会長

この見直しがいいかどうかという実質論の問題とは別に、この説明はきちんとできているかどうかというのがちょっと疑問に感じたのですね。

ほかの委員の皆様から何かご意見とか。奥原委員、さっき何か発言を求めていましたね。奥原委員どうぞ。

○奥原委員

CPDをつくっていただいている協議会が建設系で今18団体、それから建築系で10団体と教えていただいたんですけれども。その建築一式ですとか、土木一式ですとか、その工種に分けて取得しているべきなのか、土木も建築も全部一緒くたでポイントを稼げばいいのか、その点、今の流れと違いますけれども、お伺いしたい点が1点です。

それから、今、CPDのお話をされていますけれども、建築系でいうと専攻建築士の制度もありますので、そんなところを今後拾い上げていただけるようお願いしたい。それから今後ですけれども、建設キャリアアップシステムのほうも、その技術的技能者の技術力アップという点では拾い上げていただけたらいいのかなと、ちょっと事務的に大変だと思いますけれども、お願いしたいです。

○碓井会長

何か事務局からご発言ありますか、よろしいですか。

○事務局

最初の質問の部分におきましては、その見直し案のその表のような形で、1番上の工事と委託がありまして、各その工事、委託ごとにその協会が変わっていきまして、工事の場合、主任技術者、仮にその要件の中で1級土木の主任技術者であれば、建設系のCDPで、見直し案としては1年間に20ポイント以上、その講習を受けていただきまして、であれば、その評価点の0.75がつくという考え方でございます。

建築は建築で、建築の工事で建築系のCDPがありまして、そこで協会が定めている、見直し案でいくと、12ポイント以上あれば0.75とれるというような考え方になります。

○碓井会長

どうぞ奥原委員。

○奥原委員

工事ごとにどの協会が定めているポイントが対象になるかをわかりやすくしていただければいいかなと思います。

○碓井会長

なるほど。ほかに何かありましたら。堀越委員。

○堀越委員

参考までになんですけれども、どこの業界でもこうした継続教育というのは取り入れられていると思うんです。税理士会の場合ですと、36時間の研修義務が課せられています。その場合に、今、話が出ましたけれども、女性が出産する、あるいは育児をする、そういったことは一切加味されずに、やはり36時間の研修義務というものが課せられておりまして、それを何とかクリアしていくというような業界もあるということを報告しておきます。

○碓井会長

ほかに、先ほどの議論に戻ってしまうのですが、本当に論理的に大丈夫なのですか。上の課題と見直しの内容の最初に書いてある部分、大丈夫なのですか。

藏谷委員どうぞ。

○藏谷委員

湯本委員の先ほどの意見、全くそのとおりです。必要な研修はもちろんありますけれども、何でこれがというものもある。CPDの協議会で点数をくれるんです。くれるから行くんですよ、でも内容は別に聞いても聞かなくてもいいというものも確かにあります、おっしゃるとおりです。私、言おうと思ったんだけど、当事者だからあまり言えなかったんです。言っていていただいて本当にそのとおりですよ、全く。

たかが20ポイントというけど20時間ですから。2時間の講義をやると、毎月一遍行っていかなければいけないんです。堀越先生のところは36時間だから、3時間講義で1カ月に一遍行かなければいけないでしょう。堀越先生のところは税理士が行くわけでしょう。一番トップの方が行くんでしょう。僕らは受注者が行くんです。発注者の皆さんはどういう研修を受けているのか知らないんですけども。これを聞いてはいけないと言われるから聞きません。

技術ですから両方一生懸命勉強しなければいけないと思うんですが、当事者からすれば、このほうが良いという意見が多いです。隔年でなく、1年ごとにしてもらったほうが良い、わかりやすいと。

それから、必要なものは必要なものでわかっていますよ、湯本委員おっしゃるように。ですから毎年毎年同じテーマですが、内容は日進月歩していますので、やっぱりこのほうが良いという意見も、両方あります、それぞれ委員さんおっしゃったように。ただこちらのほうが多いのかなという気がします、何人かにお聞きしましたけれども。

○碓井会長

継続教育の中身の議論をし出すと、ここでは何とも言いかねるのですが。これで本当に委員の皆さん大丈夫ですか。

事務局、これで自信を持って大丈夫ですか。私さっきの問題提起は、大丈夫ですか、これを公表した場合。

結論をこれにするにしても。

○事務局

まず計画的という言葉を使ってしまった背景なんですけれども、それは3年と1年の比較ではなくて、むしろ公告日からさかのぼって3年間という、リアルタイムに期間がずれていく。そうすると、この案件をとろうと思ったら慌ててCPDをとるために講習に行かせる、ということがあるというお話を聞いたものですから、それだったら年度単位にその評価するものを変えたらどうかということで、そこを意識して計画的という言葉を使ってしまいました。

ただ、誤解を招くおそれがありますので、見直しの内容としては、この「見直しによって以下軽減される」までの一文をとらせていただいた上で、これから周知をさせていただきますだけだと思います。

○碓井会長

わかりました。それからもし公表されるときは、この取得単位数を見直すというところもアンダーラインを引いておいた方がいいかもしれません。はい、それでは以上のようなことで承りました。

次に②についてはいかがでしょうか。こちらはほぼ政策目的が達成されているということのようでございますが、いかがでございましょう。よろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

はい。それではこれもご報告を承ったということにさせていただきます。

一応、予定いたしました審議事項、報告事項は終わりましたけれども、何かこのほかございますでしょうか。

それでは、ちょっと私の進行の不手際がありまして大分超過してしまいましたけれども、以上を持ちまして予定しました議事は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

それでは、事務局のほうで、よろしく願いいたします。

4 その他

○事務局

ご審議ありがとうございました。それでは次第の4、その他でございます。

まず事務局からでございますが、次回の契約審議会の開催予定でございますが、次回は2月1日から2月15日の間に開催させていただけたらと考えております。準備が整い次第、日程調整のご連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。あと、その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会議の閉会に当たりまして、清水会計管理者兼会計局長から本日のお礼を兼ねまして、ごあいさつ申し上げます。

○清水会計管理者兼会計局長

前々回、前回に引き続き、大変熱心なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。

今日いただきましたご意見、またご質疑についても十分斟酌させていただいて、よりよい契約制度に務めてまいりたいというふうに考えております。

本日は誠にありがとうございました。

5 閉 会

○事務局

以上をもちまして、平成28年度第3回長野県契約審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。